

平成31年度 第1回小規模企業経営力向上事業費補助金

静岡県は、県内の小規模企業を対象として、「新たな需要の開拓」又は「生産性の向上」を目指して行う工夫・改善による新たな取組に要する経費を助成します。

◆補助対象者

事業をしている小規模企業（常時使用する従業員数（パートタイム労働者除く）が次のとおりであるもの



①製造、建設業、運輸業、宿泊業、その他の業種（②を除く）：20人以下

②卸売業、サービス業、小売業：5人以下

（ただし、過去に経営革新計画の承認を受けた企業（※）、及び当該小規模企業経営力向上事業費補助金を受けて事業を実施した企業は除きます。）

※過去に先代が承認を受けたが、後継者が新たな分野で新規事業にチャレンジする場合は対象

◆補助対象となる事業

以下の要件のすべてを満たすもの

①自社がこれまでに行ったことがないもの又は既存のものを大幅に改善するもの

②新たな需要の開拓又は生産性の向上を目指して行うもの

③経営革新計画の承認取得を目指す3年間の経営ビジョンを策定した上で行うもの

（取組の例）

業種	具体例
サービス業	・新サービス開始（レストランがケータリング）時や新分野参入（美容院がネイルアート）時の機材、什器、メニュー表の作成など
小売業	・新販売方法（通信販売参入）や新商品群の取扱い（書店が雑貨を販売）開始時のシステム料、店舗・空間デザインなど
製造業	・新製造手法の導入や新分野参入（部品メーカーが健康グッズ）時の新規設備導入費、試作委託費、試作材料費など

◆補助の内容

補助率 2/3以内

限度額 50万円

◆補助対象経費

開発費、機械装置等費（ITソフトウェア含む）、広報費、展示会等出展費、旅費、借料・損料、専門家謝金、専門家旅費、雑務費、資料購入費、産業財産権等の導入費、通訳料、翻訳料、委託費、外注費など

◆申請手続き

申請期間：平成31年4月10日（水）～（本年）5月31日（金）※受付は、平日に限りです（第2回の募集は、（本年）8月～9月に実施予定）

申請書類：①交付申請書（様式第1号）②経営ビジョン（様式第2号）③事業計画書（様式第3号）④収支予算書（様式第4号）⑤経費内訳書（様式第5号）

申請方法：上記申請書類（伊東商工会議所HPよりダウンロードしてください）を郵送又は持参 ※郵送の場合は、5月31日（金）の消印まで有効

申請先：伊東商工会議所

新たな取組に挑戦する

小規模企業を応援します！



補助金の制度説明、申請方法、計画書の作成 などのご相談は …

伊東商工会議所中小企業相談所 TEL 37-2500 まで